

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月26日

監査委員 中川 元

監査結果に基づく措置状況

監査の種類	定期監査
監査実施期間	令和3年11月1日から令和4年2月25日
監査対象	資格管理課
指摘事項等	措置状況
<p>①「大阪府後期高齢者医療広域連合業務(被保険者及び保険料)に関する事務補助業務」にかかる労働者派遣業務</p> <p>②大阪府後期高齢者医療広域連合業務(被保険者及び保険料)に関する事務補助業務</p> <p>③後期高齢者医療業務担当者向け操作研修テキスト作成委託業務</p> <p>(指摘事項)</p> <p>事務決裁規程では、1件100万円以上500万円未満の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関するものは、事務局長専決事項とされているが、①及び②の業務においては、事業実施伺いが課長決裁で処理されていた。</p> <p>なお、①及び②の業務の契約締結伺いは、事務決裁規程どおり、事務局長決裁で処理されていた。</p> <p>一方、③の業務においては、事務決裁規程では、1件100万円未満の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関するものは、課長専決事項とされているが、事業実施伺い及び契約締結伺いが事務局長決裁で処理されていた。</p> <p>事務決裁規程には、決裁は、「広域連合長の権限に属する事務につき、最終的に意思を決定することをいう。」とある。事務決裁規程に基づき、決裁処理を確実に改善されるよう、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>指摘事項の①②③すべてにおいて、原因は大阪府後期高齢者医療広域連合事務決裁規程に定める専決事項及び財務に関する事項(別表)の確認不足にありました。</p> <p>今回の指摘事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁の起案方法として、昨年度のものを複写または参考にすることは業務の効率化の観点からは有益なものではあるが、全く同じ決裁内容というものは存在せず、金額や内容等に変更があることを意識して、事務決裁規程を確認すること。また、決裁の閲覧者は、チェックを徹底すること。 ・今回の事例に限らず、常に法令等の根拠を意識し、適正な事務処理の執行に努めること。 <p>以上の措置をもって、今後は同様の間違いがないように改善するとともに、適正な事務処理の徹底を図ってまいります。</p>